

令和 8 年度

第 2 回 千葉市環境影響評価審査会

議 事 録

令和 8 年 7 月 9 日（木）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和 8 年度第 2 回千葉県環境影響評価審査会次第

令和 8 年 7 月 9 日（木）

午後 3 時 0 0 分～4 時 1 5 分

千葉県役所高層棟 3 階 X L 会議室 3 0 1

1 開 会

2 議 題

（１）千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書について（審議）

（２）千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書について（答申案
審議）

3 閉 会

配付資料

- 資料 1－1 千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書及び要約書
- 資料 1－2 千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書 説明資料
- 資料 2 公聴会（令和 8 年 5 月 1 6 日）における意見要旨と事業者見解
- 資料 3 令和 8 年度第 1 回審査会における委員意見と事業者見解
- 資料 4 令和 8 年度第 1 回審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解
- 資料 5 準備書の修正について
- 資料 6 千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書について
（答申案）（当日配付）

午後 3 時 0 0 分 開会

【辻本環境保全課長補佐】 定刻になりましたので、ただいまから令和 8 年度第 2 回千葉県環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の辻本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の審査会の成立についてご報告いたします。千葉県環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定により、この審査会の開催には委員の半数以上の出席が必要です。委員総数 18 名のところ、本日は 12 名の方にご出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の会議資料についてですが、お手元の次第に記載のとおりです。なお、資料 6 につきましては、議題（2）に移り次第皆様に配付いたします。不足等がありましたら、事務局までお知らせください。

次に、会議・議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉県情報公開条例の規定により公開となっております。議事録も、委員の皆様にご承認いただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領に記載されている事項を遵守くださいますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。ここからの議事の進行につきましては、岡本会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 ただいまご紹介いただきました岡本です。本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

これからの議事進行は、私は着席をして進めさせていただきたいと思います。ご説明していただく皆様方も着席をしたままで結構でございます。

それでは、議事に入ります。議題（1）「千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書について（審議）」です。事業者より説明を受けようと思います。事業者の皆様が入室するまでの間、皆様、しばらくお待ちください。よろしくお願いいたします。

（事業者入場）

【岡本会長】 事業者の皆様、準備はよろしいでしょうか。

【事業者】 はい。

【岡本会長】 ありがとうございます。それでは、これより説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事業者】 環境アセスメントを担当しております国際航業と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 2 から資料 5 の内容についてご説明します。

まず、資料 2「公聴会における意見要旨と事業者見解」についてご説明します。本資料につきましては、事前に開催された公聴会において、公述人 1～12 までの方か

ら寄せられた意見の要旨と、それに対する事業者見解を一覧表にまとめたものです。

寄せられた意見は、大きく、自然環境・生態系の保全、水環境への影響、交通安全と生活環境、事業計画の見直しや将来の管理の4項目に分類されます。

まず、自然環境につきましては、下大和田の谷津田や里山の生物多様性、長年の保全活動の意義を強調する声が多く出されました。事業者といたしましては、これを重く受け止め、核心部である谷津田を開発区域から完全に除外し、現状のまま保全する計画に見直しました。

次に、水環境については、湧水や地下水への影響に対し、雨水浸透施設や調整池の整備により、影響を最小限に抑える計画としています。

次に、交通安全については、残土搬出時等の大型車両の通行による不安に対し、県道131号からの取付道路を最優先で整備し、既存の生活道路は極力使用しない方針とし、安全教育を徹底します。

最後に、事業計画につきましては、農業や観光等への転換のご提案もございましたが、本事業は地域の経済自立と雇用創出を支える産業基盤の整備を主目的としており、経済活動と環境保護を両立させながら推進する方針でございます。

続きまして、資料3の前の審査会における委員意見と事業者見解についてご説明します。前の審査会での質疑応答は省略させていただき、審査会後に追記した下線部分についてご説明させていただきます。

まず、No.1において、工事計画をしっかりと立ててほしい、準備書の工事計画の内訳が不明瞭とのご意見をいただきました。こちらにつきましては、施工会社のほうで精査、見直しを行いましたので、後ほど資料5でご説明します。

No.2の水象においては、地下水面等高線図の作成に用いた元データはどこにあるのかというご指摘をいただきました。ボーリング調査地点とボーリング調査結果はいずれも準備書に掲載しておりますが、縮小して若干見づらかったため、今回、添付資料1として地質調査報告書の抜粋をお示ししております。添付資料1の後半にあるボーリング柱状図においてお示ししている掘削時の孔内水位を参考として等高線を作成しております。

また、ヘキサダイアグラムにおけるイオンバランスについてのご指摘につきましては、審査会後の意見として同様のご指摘をいただいておりますので、後ほど資料を読んでご説明します。

ご指摘の中で、水温の調査結果を求められましたので、添付資料2としてお示ししています。1枚ぺらの資料です。調査地点によっては、2.0℃から7.7℃の季節変動が見られました。

次に、資料4「令和8年度第1回審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解」についてご説明します。

No.1とNo.2は、工事用車両の走行に伴う騒音及び振動の予測についてです。工事用車両の通行は新設道路を主な経路として使用するため、通行に伴う騒音・振動の予測地点を新設道路の近傍に設定し、結果を準備書に載せるよう求められました。ま

た、新設道路における条件が既設地点と同様であれば、既存の予測値が適用できるとし、事業開始後に現地調査を実施して、規制値をクリアする対応を行うよう求められました。

これにつきましては、工事用車両の走行に伴う予測地点として、供用時の関係車両の走行に伴う北側の予測地点と同じ地点を追加して評価書に掲載します。この北側の地点は、南側の地点と道路断面構造が全く同じであるため、騒音及び振動の予測結果は両地点とも同じ値になります。なお、工事用車両の予測条件は、同じ方向から全台数が来ることを前提に設定していますが、実際には南北方向に分散することにより、予測結果よりも低減することが想定されます。

No.3 の地下水位の観測地点は、先ほど資料 3 でご説明したとおりです。

No.4 は、冬季の地下水データのイオンバランスについてです。まず、水温のデータは先ほどご説明したとおりです。水質のデータは準備書に全て掲載しています。③地点の水温データを確認したところ、冬季の水温は 14.7℃であり、春季の 17.8℃などと比較して約 3℃低く、浅層地下水としての季節変動傾向が見られました。この低温環境は化学的に炭酸ガスの溶解度を高くする条件となります。採水から分析に至る過程で温度上昇や減圧が生じることにより、炭酸ガスの脱気が起こり、それに伴う化学平衡の急激な変化や沈殿の発生が引き起こされやすかったと考えられます。結果として、これが冬季のデータがイオンバランスの信頼性を欠く原因となった可能性が高いと推察されます。したがって、当該データは不確実性が高く、信頼性を担保できるものではないと判断し、評価書においては欠測扱いとします。今後の冬季の再調査においては、これらの水温及び水質特性に十分配慮したサンプリングや分析に努めます。なお、冬季以外のデータから、地下水系の同一性を確認するという調査目的は達成していると考えています。

No.5 は、除外地である谷津田を囲む道路配置と暗渠排水工法についてです。環境アセスメントの基本である回避の観点から、湧水地を避けて道路を高架化するか、大幅なルート変更を行うほうが環境影響を回避できるのではないかとのご提案がありました。また、当該工業団地が 100 年経過した後や、大地震に見舞われた後も崩れない暗渠排水工法を行える保証は困難かと思うとの懸念も示されました。

これについては、環境影響の回避の可能性を模索することは極めて重要であると認識しつつも、本事業における道路配置は各分譲区画への安全かつ円滑なアクセスを確保するために必要不可欠な骨格として計画しています。また、高架化については、莫大な事業費の変動や、構造物による新たな景観への影響、地盤への負荷を勘案すると、技術的・経済的に実現は極めて困難であると考えます。大幅なルート変更も配置計画や法的な制約、土地利用効率の大幅な低下を招くため、現時点での見直しは現実的ではないと考えています。

暗渠排水工法の 100 年以上の耐久性や耐震性については、一般的に永続的にメンテナンスフリーで維持できるインフラ構造物は存在しないため、適切な仕様選定はもとより、定期的な点検や修繕といったメンテナンスの継続を前提として計画しま

す。現段階で確証のない詳細な工法を決定することは、事後的な不整合を生むリスクがあるため、今後の詳細設計や関係機関との協議の中で、具体的な保全措置を具現化していくことが適当と考えています。

No.6 は、水循環シミュレーションの表現についてです。湧水量 76% が保全される根拠として、「専門的な水循環シミュレーションを用いて算出した科学的根拠に基づく」と記載した点について、シミュレーションに用いたモデルの概要や、ソフト名などを示すよう求められました。

こちらについては、見解書で「専門的な水循環シミュレーション」と記載した背景には、市民から影響が少な過ぎるのではないかという感覚的な懸念が寄せられていたため、定性的な推測ではなく、定量的な予測を行ったことを強調する意図がございました。実際の予測手法は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」に基づく雨水流出係数や、近傍の年間降水量、国土交通省の資料による蒸発散量率等を用いて、対象事業実施区域内における水収支の代数的な算定式により計算したものです。地下水流動方程式を用いた専用ソフトウェアによる数値モデルを用いたものではないため、「水循環シミュレーション」という言葉が高度な数値モデルを想起させる誤解を生むことを避け、評価書においては表現の見直しを行います。

No.7 は、事業対象地域全体の将来の管理体制と企業誘致についてです。具体的な企業進出計画がないため、現実には廃棄物のヤードなどになる可能性もあるのではないかという危惧や、物流センターなど、環境負荷を与えず、将来的に地元で農業等で再利用可能なエリアになることを願うとのご意見をいただきました。

本事業は、交通利便性を生かし、食品加工、研究開発、工業加工、物流倉庫の 4 業種を想定した産業物流拠点の構築を目指しています。計画的な誘致活動を通じて拠点構築を行うため、廃棄物ヤードとして利用されることはありません。環境負荷への配慮として、谷津田の区域を除外する見直しを行っているほか、区域内に森林や緑地を適切に配置します。さらに、進出企業に対しては、省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入、外壁の断熱性向上などの環境配慮を協議し、周辺環境への負荷を最小限に抑制します。

このように、本事業はただの工業団地ではなく、物流や先端産業を中心に、環境と調和した持続可能な産業基盤を整備するものであり、将来にわたって地域の価値を損なわない魅力と活力にあふれるまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

No.8 は、事業対象地域全体の管理についての確認です。事業者はいつまで開発事業に関わるのか、開発完了後に事業者が撤退した後は、各企業が個別に管理を行うのか、休耕田化している谷津田の復元や、ボックスカルバートの管理はどうするのか、自然環境に悪影響が確認された場合の対応は誰がするのかといった明確な回答が求められました。

対象事業の工事完了後及び企業の進出後においても、進出企業等で構成される管理組合を立ち上げる計画としています。この管理組合が、専門コンサルタントや維持管理業者への委託を活用しながら、地区内の共通インフラや環境保全に関わる統括

的な維持管理業務、環境負荷の管理を一体的に担っていく仕組みを想定しています。本事業者におきましても、用地を所有している期間は同組合の構成員として参画します。谷津田区域の具体的な保全手法や構造物の長期的管理、周辺環境への影響が確認された場合の対応については、今後の行政協議等を経て確定していきます。現段階では具体的なスキームを確約することは困難ですが、つくって終わりとするのではなく、経営責任を持って適正なスキームづくりに努めます。

続きまして、資料 5、準備書の修正についてご説明します。

これまでの審査会や説明会等でご指摘をいただいた工事計画について、施工会社であるテトラ開発が精査し、見直しを行いました。月別の詳細な台数は、資料の最後に 2 枚ついている A3 横の表でお示ししています。見直しに当たっては、審査会や説明会等でご指摘をいただいていた伐採樹木の搬出についても、現時点では詳細な処理方法は未定ですが、最大限の影響を見込んで搬出車両台数等を設定しています。また、その他の建設機械、工事用車両の台数につきましても、適宜見直しを行っております。これらの具体的な算定根拠は、評価書においてお示しします。

工事計画の見直しに伴い、予測評価が変わってくる建設機械の稼働並びに工事用車両の運行に伴う大気質、騒音、振動、温室効果ガスの結果についてご説明します。

まず、建設機械の稼働に伴う大気質への影響についてです。変更後の二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値は 0.024ppm、浮遊粒子状物質は 0.039mg/m³ となり、いずれの項目とも整合を図るべき基準等である環境基準を満足しています。

次に、建設機械の稼働・造成等の工事に伴う粉じんの影響についてです。変更後の降下ばいじん量は最大 4.3t/km²/月となり、整合を図るべき基準等である 10t/km²/月を満足しています。

次に、工事用車両の走行に伴う大気質への影響についてです。変更後の二酸化窒素の日平均値の 98% 値は 0.013ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2% 除外値は 0.037mg/m³ となり、いずれの項目とも整合を図るべき基準等である環境基準を満足しています。

次に、工事用車両の走行に伴う粉じんの影響についてです。変更後の降下ばいじん量は最大 0.8t/km²/月となり、整合を図るべき基準等である 10t/km²/月を満足しています。

次に、建設機械の稼働に伴う騒音についてです。変更後の敷地境界最大値は 79dB となり、整合を図るべき基準等である規制基準を下回っています。

次に、工事用車両の走行に伴う騒音についてです。変更後の等価騒音レベルは 68dB となり、整合を図るべき基準等である環境基準を満足しています。

次に、建設機械の稼働に伴う振動についてです。変更後の敷地境界最大値は 57dB となり、整合を図るべき基準等である規制基準を下回っています。

次に、工事用車両の走行に伴う振動についてです。変更後の振動レベルは、昼間 40dB、夜間 37dB で、いずれも整合を図るべき基準等である規制基準を下回っています。

次に、建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の影響についてです。変更後の二酸化炭素排出量は 2 万 325.7t となります。また、二酸化炭素削減量は 1.94% となります。

最後に、工事用車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響についてです。変更後の二酸化炭素排出量は 6,465.4t となります。また、二酸化炭素削減量は 16.4% となります。

工事計画の見直しに伴う予測結果の修正は以上のとおりです。工事計画の見直しによりおおむね環境影響が増加する結果となりましたが、いずれの項目も整合を図るべき基準等との整合が図られております。また、影響の回避・低減の観点からの評価につきましては、準備書に記載したとおり、項目ごとに適切な措置を講じることにより、実行可能な範囲内でできる限り環境影響は低減されているものと評価します。

資料の説明は以上でございます。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事業者からの説明につきまして、委員の先生方より、質問、意見などを頂戴したいと思います。よろしくお願いします。意見がある方は手を挙げていただけるとありがたいです。事務局の方がマイクを持ってそちらにお伺いします。

先生方、いかがでしょうか。

お願いします。マイクを回してください。先生、よろしくお願いします。

【羽染委員】 説明ありがとうございました。質問が 2 点あります。

今の説明の中で、まず 1 点目は、資料 5 の一番最後の A3 の横長の 2 枚ですけれども、これを見ますと、準備書に当初入っていた建設機械の台数と工事用車両は随分違うというふうに見てとれます。

まず、工事用車両から行きますと、下の合計値で見ればいいんですかね。この合計値は、406 という数値が一番大きいように見受けられます。当初の準備書の 8-48(358) ページでは、工事の 64 か月目がピークだと記載がありましたけれども、それがずれるということですのでよろしいでしょうかというのが 1 点目です。

同様に、1 点目に絡むことで、建設機械のピークが変わったのかどうかというところがよく分かりません。見直しをして、主にどこでこういう増加するということが起きたのかということを、1 点目の質問とさせていただきます。

それから、2 点目の質問は、後から寄せられた意見の最後の 8 番目の意見で、供用開始時に進出企業等で構成される管理組合をつくるという回答があります。よく分からないのですが、工場を誘致してばらばらに立地すると思うのですが、ばらばらに入ってきた段階ではどう対応されるのか。当初の管理方針は、例えば 1 社が入って、1 社と御社と一緒に管理組合を立ち上げて、まずは管理方針を決めると。それから 2 社、3 社とどんどん増えてくると思うのですが、そういうことにどう対応していくのか、考え方を教えてください。

以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

それでは、事業者より回答をお願いいたします。

【事業者】 まず、1点目の工事用車両の台数と建設機械の台数のピークがずれたということですが、今回、見直しに当たっては、伐採樹木の搬出、これは住民説明会や審査会でもご指摘を受けたもので、それを追加したことと、それ以外のものについても、施工会社のほうで根拠を示しながら全体的に見直しを行いました。準備書段階では、どちらかというところ施設の上物、建築工事のところにピークが来ていて、ピーク時期は後ろのほうだったのですが、そのピークが造成工事の前のほうにずれたという形となっております。

【羽染委員】 今のお答えに対してですが、伐採樹木が3桁違っていたということで、インパクトは1,000分の1になると思うので、私は小さくなるのかなと思ったら、断面が変わるというのは、まずどこの断面を取って予測の見直しをされたのか。なぜそこが大きくなってしまったのかというのが、いまいち理解できないんですけれども。

【事業者】 準備書段階では、伐採樹木の搬出に関する車両は積んでいなかったもので、今回、その部分は純粹に増えています。それ以外に、土砂搬出についても数量を全体的に見直して、土砂搬出に限らず、それ以外の建設機械の稼働の台数とかも一通り見直した上で、数字が大きくなったという結果となっております。

【羽染委員】 ということは、あまり伐採樹木の搬出は関係なくて、土砂搬出とかそういうところが大きいインパクトで断面が大きく変わったという理解でいいんですか。

【事業者】 そうですね。当初の準備書段階で施工会社のほうで積み上げた台数は割と経験値的な観点で積み上げた計画となっております。今回各種ご指摘いただきましたので、詳細に精査した上で積み上げ直した結果、こういった数字になったということでございます。

【羽染委員】 工事用車両が変わると、騒音、振動と大気汚染と温室効果ガスが変わるということで、この断面のどこかの数値を使ってやっていると思うのですが、その断面をはっきりさせてもらわないとよく分かりません。

【事業者】 今回の最初のほうの資料でもご説明さしあげたとおり、準備書段階では南側の地点で工事用車両の予測断面を取っていたのですが、取付道路の北側のところの断面でも予測するようにとご指摘を受けて、評価書段階ではそこについても予測する計画としております。

先ほどもご説明したとおり、南側の断面も北側の断面も県道131号線の道路構造自体は一緒ですので、南北に振り分けしないで、全台数がそれぞれ通った場合の予測結果が今回お示しした変更後の予測結果となっております。ですので、実際には今回の予測に用いた台数が南北に振り分けられることによって、この予測結果よりも小さくなるのが想定されます。

【羽染委員】 分かりました。準備書ではこういう考え方で、評価書で見直すということではよろしいんですね。

【事業者】 そうですね。評価書においては、北側の断面も追加した上で、今回お示し

した建設機械と工事用車両の台数の設定根拠、計算過程についてもお示しする形で進めたいと思っています。

【羽染委員】 大気、騒音、振動、それから、いろいろなところが大幅に変わりますので、評価書のチェックはどういう考えでやるか、また委員の皆さんでお話ししたいと思いますが、結構大きく変わるなというのが心配になっています。

2つ目の質問はいかがでしょうか。

【事業者】 美樹観光の浅川です。

管理組合に関しましては、弊社がまず立ち上げさせていただき、規約等も弊社が作成させていただいて、進出企業には順次組合員になっていただくような流れで進めてまいります。

【羽染委員】 まあ、自然とそうなりますね。分かりました。

【岡本会長】 先生、よろしいですか。説明ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょう。

お願いします。マイクをお願いします。

【杉田委員】 水象担当の杉田と申します。見解をありがとうございました。地下水面に関しましては、生データをいただきましてありがとうございました。ただ、地下水位の標高はどこかに示してくださったのでしょうか。

【事業者】 地下水位の標高というのは、今回の等高線図をつくるに当たっての。

【杉田委員】 そうです。

【事業者】 それにつきましては、添付資料の地質調査の報告書の抜粋の後ろのほうについている柱状図の中で、これはボーリングした直後の孔内水位ですが、これを参考にしながら、当然一年の観測もございますので、その結果を踏まえながら作成したということでございます。

【杉田委員】 標高からこの水位を引いているんですか。

【事業者】 そうですね。

【杉田委員】 その計算結果というのはどこかにあるんですか。要は、地下水面図をつくったデータを知りたいということなのですが。

【事業者】 地下水面図をつくった元データはこちらです。

【杉田委員】 これですよね。やっぱり標高から地下水位を引いたんですか。

【事業者】 そうです。

【杉田委員】 分かりました。ありがとうございます。

2つ目に私がお願いしたのがイオンバランスのほうで、お答えいただいたのは水温だということだったのですが、多分 3℃ぐらいですとほぼ無視できるぐらいしか変わらないと私は思います。なので、これだけ大きなイオンバランスの不良を説明するには十分ではない。ほかに原因があると思いますので、ぜひこれはもうちょっとしっかり原因について検討をお願いしたいと思います。でないと、ほかの分析値も信頼できるのかしらということになってしまうのではないかと思います。多分 3℃ぐらいですと、10%も変わらないのではないかと思います。ほぼ無視できるぐらいだと思

います。

それから、3つ目、地下水の涵養量のところですが、お示しいただいた土地利用の変化は、簡易的なシミュレーションとしては有用だとは思いますが。ただ、地下水面図が正しいとしますと、例えば準備書の544ページのこれが正しいとしますと、右下に山がありまして、ここが明らかに涵養域になります。ここから入って行って谷津に湧き出ているわけですから、谷津のところだけ土地利用を保全しても、涵養域の土地利用変化が要は一番大切なわけで、出口がそのままで、入り口に水が入らなければ出てこないの、76%というすごく正確なシミュレーション結果をサポートするには、やはり地下水流動を考えたシミュレーションを行っていただきたい。計画地全体の土地利用変化だけではなくて、涵養域の土地利用変化。要は、地下水流動を加味したものを行っていただきたいというお願いでございます。

以上になります。

【事業者】 ありがとうございます。

まず、イオンバランスについてですが、こちらにつきましては、弊社には地下水学会の理事を務めた人間もいまして、その人間にも相談しながら、この結果だけだと原因の追究までは難しいねということで、取りあえず今回については、4季やっている中で、これはどうしても説明できない。変なデータだというのはこちらでも認識しておりますので、こちらについてはそのまま評価書に持っていくのではなく、評価書においては欠測扱いさせていただいて、今後は、冬季において同一地点で調査を行って、そこら辺の傾向の把握に努めたいと考えています。

あと、今の涵養域については、この計画地だけではなくて、周辺の涵養域も含めて、準備書で言うと8-239(549)ページですが、こちらに水色で示している実施区域の南側や東側も含めた涵養域の土地利用も踏まえて谷津田に対する集水域を設定し、それで涵養量等を予測しているといった結果となっております。

【杉田委員】 この図ですと、谷津田が涵養域なんですか。

【事業者】 谷津田が涵養域というか、谷津田を挟んで南側と東側のほうからも湧水が出ていますので、そこら辺の湧水の状況も踏まえて涵養域として設定しております。

【杉田委員】 湧水が出る場所は流出域だと思います。少しその辺もまたさらにご検討いただいて、地下水の流れを考えたシミュレーションをお願いできればありがたいと思います。

【事業者】 すみません、今のご意見を確認したいのですが、湧水が出るところが流出域ということですね。今、こちらの549ページの図に青の丸で示しているのが湧水の確認地点で、それより東方のところ、そこを涵養域として捉えています。標高、地形の形状も含めて。そういった形で解析を行っております。

【杉田委員】 湧水地点も含めてということですよ。しつこくてすみません。湧水地点も含まれているように見えるんですけども。

【事業者】 図で青で一律に囲ってしまっているからということですか。

【杉田委員】 ええ。

【事業者】 そちら辺の表現は、評価書の作成に当たって修正したいと思います。

【岡本会長】 先生、よろしいですか。

【杉田委員】 はい、ありがとうございました。

【岡本会長】 図を作成するときに不明な点があれば、事務局を通じて委員の先生に確認をすることもできます。ただ、時間的な制約もありますので、その辺、注意して作業を進めてください。

【事業者】 承知しました。ありがとうございます。

【岡本会長】 よろしくをお願いします。

先生、よろしいでしょうか。

【杉田委員】 はい。

【岡本会長】 ありがとうございました。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

お願いします。マイクをお願いします。

【安立委員】 生態系を担当しております安立です。

今の 549 ページの「湧水の集水範囲」という地図にもあるとおり、谷津田の南側のしかも東側、民有地となる大きな四角の右側の範囲に、青い地点が 5 地点ぐらいあります。ここに道路が通る予定となっていて、この湧水は道路で埋まってしまうのか、どうするおつもりなのかということで、私が委員会後に道路の計画を変えるようお願いしたところ、資料 4 の 5 番目にある回答のように、「技術的・経済的な観点から実現は極めて困難であると判断しております」というご回答で、湧水の上を道路が通るというところに関して、変更はできないということです。そうすると、この湧水は、谷津田のほうに流すとか、流さないとか、どのようにされるのかということの一つお聞きしたいです。

2 つ目は、私は全然専門外ですけれども、準備書の 2 冊目の 8-586 ページにある、伐採された後にどれぐらい二酸化炭素の吸収量減になるかというところでは、伐採される面積が 35.4ha と書いてあって、その前の 8-565 ページ、廃棄物として伐採対象となる面積は 52.12ha と、全然伐採予定の面積が違うんですけれども、これは私が何か見落としてこんな違いがあるのか、そこは修正された後なのか、教えていただきたいと思います。

すみません、ちゃんと言いますと、8-586 (896) ページの表の 8-21-11 にある伐採によって吸収量がどれぐらい減少するかの変更面積が 35.39ha と書いてあるのに対し、8-565 (875) ページにある廃棄物を予測するための伐採面積のヘクタールが全然違うのはなぜですかということです。

【岡本会長】 事業者の方、分かりましたか。

もう一度 2 か所のページをゆっくり言ってください。

【安立委員】 2 冊目の 875 ページにある表。

【岡本会長】 2 冊目というのは。2 分冊中の 1、2 分冊中の 2 とありますけれども。

【安立委員】 2 分冊中の 2 です。

【岡本会長】 2分冊中の2冊です。その何ページですか。

【安立委員】 875ページです。

【岡本会長】 括弧の875ページですか。

【安立委員】 そうです。括弧の875ページです。この表8-20-1に、木本植生の伐採対象だけでもいいと思うんですけれども、合計で52.12haと書いてあります。同じ冊子の896ページにある、伐採することによってどれだけ植物のCO₂の吸収が減ったかという換算をする予測のためだと思うんですけれども、伐採によってというところの表8-21-11の予測結果にある真ん中の改変面積は35.39haとなっていて、かなり違うんですけれども、それはどうしてでしょうか。

【岡本会長】 事業者の方、場所は分かりましたか。

【事業者】 はい。ご指摘については、温室効果ガスのほうの伐採樹木面積が少ないということでもよろしかったでしょうか。

【安立委員】 そうです。差分については、新たに造成して植物を植えるので、35.39haとして計算されるのか。

【事業者】 そうですね。計算自体はそうしているはずですが、実際にその数字を確認してこうしましたということがこの場ではお示しできないので、早急に確認して、またお示しできればと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

【安立委員】 はい。もしそうだとしたら、新しく造成したときに樹木が吸収する二酸化炭素の量も、推定にはなりますけれども、推測はできると思うですよ。そうやってプラスマイナスをきちんと表示していただかないと、どちらを信じたらいいのか。廃棄物になる樹木の量と、新たに造成するときに吸収されるCO₂をきちんと表示していただきたいです。

【事業者】 分かりました。それでは、評価書の作成に当たっては、この温室効果ガスの造成森林の部分の寄与が分かるような形でそれぞれお示しして、整理してという形でよろしいですか。

【安立委員】 はい。

あと、私はちゃんと見ていないのですが、伐採された樹木を全て焼却処分とするのか、何らかの木材として二酸化炭素を出さないような再利用を目指されているのか、それについてどこかに書かれているのでしょうか。

【事業者】 そちらにつきましては、こういった形で処分するのか、現時点では未定でございます。先ほど申し上げた廃棄物、伐採樹木の搬出に関しましては、最大限、全部搬出して焼却処分という形で、ほかの工事用車両とかそこら辺は積んでいます。

【安立委員】 もし可能であるならば、スギ・ヒノキ・サワラ植林地が多いということで、かつては有用な樹木であったはずなので、そちらをなるべく再利用していただいて、CO₂を出さないという方向に持っていただきたいと思います。

それはいいんですけれども、1つ目の質問でお願いしたいのが。

【事業者】 道路の件ですかね。

【安立委員】 はい、道路の件です。

【岡本会長】 事業者の皆さんに確認をしたいのですけれども、ただいまの委員の質問に対する回答はこの場ではすぐ出せないということなので、早急に見直しをして、2つの表のどちらかが正で、どちらかが誤っているのか、あるいは両方とも間違いであるのか。途中で委員の先生方の指摘でいろいろ見直しが入っていますので、例えば谷津田の周辺の道路の位置など、委員の先生方の指摘も考慮した検討の中で移動して、この面積に変更があったのかどうか。それから、それ以外の要因で、どちらかにミスがあったのか、両方にミスがあったのか。それについて早急に確認をして、報告をしてほしいと思います。ただし、この2つの表のどちらかを大きく逸脱するような変更があるとすると、審査全体を延期して、回答をいただいた後、再度の審議が必要になる可能性もあります。

ここでお答えいただきたいのは、この2つの表のどちらから大幅に逸脱することはないのか。大幅にというのは、せいぜい20～30%ぐらいを目標にして考えたときに、それを超える変更の可能性はあるかどうかをここで回答ください。いかがですか。値の桁が動くほど大きな変更の可能性はないと考えてよろしいでしょうか。例えば、スギ・ヒノキ・サワラ植林の場合ですと、片方が25haで、もう一方は35haですね。見直しをしたときに、大体この前後の数字、20～40の間ぐらいに入ると考えていいかどうかですね。

あと、委員の先生にお伺いしたいのですが、その程度の範囲の異同であれば、準備書段階の不備を訂正して評価書を出していただければ、この後審議する答申案の中にそれを反映して、事業者にさらに追加でその項目に関する何らかの要求を加える必要があるかどうか。そここのところは、見直しをして、正しいものを出していただければ、その確認で了承するということによろしいかどうか。その点、確認いただきたいと思います。

【安立委員】 どういう間違い方をしてこうなったのかをきちんと論理的に説明していただけるのであれば、訂正だけで大丈夫かと思います。

【岡本会長】 では、再度事業者の方にお伺いします。見直しをした結果、片方が25haぐらい、もう片方が35haぐらいですが、20～40ぐらいの間に確実に収まるという自信があるかどうか。そここのところをお答えいただきたいと思います。

【事業者】 恐らく今の準備書の中の数字を見る限りは大丈夫だと思います。

【岡本会長】 それでは、先生、そういうことで、この項目に関してはもう一度見直しをして、事業者から正確な環境影響評価書を提出していただく。それは事務局で確認した後、委員の先生にもその報告をしていただきたいと思います。

もう1つ質問がありますね。

【安立委員】 すみません、道路のことについてはご回答をいただいていないです。

【岡本会長】 道路のほうについてはいかがですか。

【安立委員】 括弧の544ページを見ますと、どういうふうに水が流れているのかということを調べておられて、それをすると、549ページ、道路が通る谷津の南側の東側になるのでしょうか、個人の敷地の四角いところの右側に湧水点が多く存在する

のですけれども、計画ではこの上を道路が通るとなっていて、この湧水をどうするのか。544 ページを見ると、湧水のほとんど全てが谷津田に流れていることを考えると、水の流れを変更するのは、将来谷津田にとってよくないことが起きそうな気がします。道路の計画を変更するのは難しいということですので、それはどのように回避されるのかというところをご説明いただきたいです。

【事業者】 テトラ開発の小林と申します。

道路計画を立てるのですが、道路面については、今後の詳細な協議にもよるのですが、できる限り浸透舗装を。また、道路の両脇については、盛土をするのですが、のり面で自然浸透をしていくような形で地下水涵養を考えております。

【安立委員】 私が言っているのは、地下水の涵養ではなくて、水が湧き出るところの上を道路が通るんですけれども、湧き出た水はどうされるのですかということです。

【事業者】 地下水は盛土すると上がってくるものですから、防災計画の中で、そういったものについては暗渠排水管等を通して水の道をつくるような確保をしております。

【安立委員】 それについては、より詳しい道路と暗渠の設計図は、次の段階の資料でお見せいただけるということですのでよろしいのでしょうか。

【事業者】 そうですね。今後また新たに詳細設計を、関係各課を交えて協議していく中で、詳細図が出来上がっていくということになります。

【安立委員】 分かりました。湧き水というのは非常に貴重なものなので、それを破壊するようなことがないように、最大限配慮していただきたいです。技術的に無理だったら、環境影響評価って一体何なんだということになりかねないので、環境に配慮した計画であるということでしたら、技術的に無理なところを環境を守る方向になるべくしていただきたいというのが私の願いです。

以上です。

【事業者】 ありがとうございます。

【岡本会長】 先生、ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。もしよろしければ、大分時間がたっておりますので、事業者との質疑は以上にしたいと思うのですが。この後、先生方には答申案の取りまとめに向けた議論をしていただきたいと思います。事業者との直接の質疑は以上としたいのですが、先生方、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

事業者の方、どうも説明ありがとうございます。これで退室していただいて結構でございます。

【事業者】 どうもありがとうございました。

【岡本会長】 先生方、しばらくの間お待ちください。

(事業者退場)

【岡本会長】 よろしいでしょうか。それでは、次に、議題（２）「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）」に移りたいと思い

ます。

これまでの審議を踏まえ、事務局と相談し、委員の皆様にご確認いただいた上で答申案を作成いたしましたので、事務局におかれましては、答申案の文案を各先生へ配付するようにお願いします。よろしくお願いします。

(答申案配付)

【岡本会長】 先生方、よろしいでしょうか。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

【奥村環境保全課長】 それでは、説明させていただきます。

「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書について（答申案）」についてご説明いたします。答申案については、序文、総論、各論で構成させていただいています。本日いただいたデータの精査や、道路と湧水の関係、廃棄物のリサイクルに努めてほしいなど、そういった意見についても既に盛り込ませていただいております。

では、一部読み上げさせていただきます。

まず、序文です。

千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見

本事業は、美樹観光株式会社が、緑区下大和田町等において、面積が約66.7 haの食品加工や研究開発等の産業用地となる宅地開発事業を行うものである。

事業計画地は、一部において住宅を取り囲んでおり、周辺にも住宅が近接するなど、住民の生活環境の保全について、特段の配慮を要する場所である。このため、造成時のみでなく、供用後も施設の稼働に伴う大気質等への影響や、車両の走行による騒音・振動、安全面への影響が生じることが懸念される。

また、本市では、ふるさとの原風景であり、多種多様な生態系を有する谷津田の保全に取り組んでいるところであるが、事業計画地には、環境省が選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」や、一般社団法人関東地域づくり協会及び公益財団法人日本生態系協会による「関東・水と緑のネットワーク拠点」に位置付けられている下大和田谷津（下大和田（猿橋）地区）が含まれている。さらに、事業計画地周辺には、「谷津田の自然の保全に関する要綱」に基づき土地所有者・市民団体・市の三者により締結された谷津田の活動協定を通じ、市民と自然とのふれあいの場として活用され、令和8年6月、国により「自然共生サイト」として認定された区域もある。

以上のような事業特性及び地域特性を踏まえると、事業の実施に当たっては、事業者が地域住民をはじめとする関係者に対し、丁寧かつ十分な説明を行った上で、生活

環境への影響を極力回避又は低減すること、また、谷津田の保全の観点を含め、計画内容を精査し、環境保全に十分配慮した計画とすることが必要である。

事業者は、このことを踏まえ、以下の点について対応すること。

続いて、総論についてですが、総論は 6 項目になります。

1 環境保全措置の実施等について

事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施するとともに、より一層の環境影響の回避又は低減に努めること。

2 谷津田について

準備書において、事業計画地から谷津田の保全協定の締結を進める区域が除外されたものの、事業計画地内外の谷津田において貴重な動植物や湧水等の存在が確認されていることから、事業計画地内はもとより、事業計画地外の谷津田への影響についても十分配慮すること。

3 進出企業における環境保全対策について

事業計画地に取り囲まれた、あるいは近接する住宅が存在し、住民の生活環境について特段の保全を図る必要があることを踏まえ、進出企業における排水・排気や廃棄物の処理、緑地の確保、温室効果ガス排出量の削減等の各種環境保全対策の確実な履行を担保するための具体的な方法を環境影響評価書に記載すること。

4 地域住民等への説明等について

方法書手続に引き続き、事業の実施に対する懸念や不安を表明する意見が多数寄せられたこと、住民の生活環境について特段の保全を図る必要があることから、地域住民、谷津田の保全を行う市民団体等の幅広い関係者に対し、丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。

5 環境影響評価書について

準備書の審査の中で、予測及び評価結果を含む重要なデータの誤りが確認されており、準備書の信頼性を損なう状況となっていることから、評価書の作成に当たっては、内容の精査を徹底すること。

また、評価書においては、準備書の記載事項についてどのような検討を加えて修正、

見直し等を行ったか、その過程を含め、わかりやすく記載すること。

加えて、評価書について、市民による環境影響評価に関する情報アクセスの利便性の向上を図るため、「千葉市環境影響評価関連図書のインターネットの利用による継続的公表に関する要綱」に基づき、自らによる公表の終了後に市が継続して公表を行うことについて協力すること。

6 事業計画の修正等について

道路や污水排水、供給処理施設等を含め、事業計画の修正等が必要となり、調査、予測及び評価の方法に係る諸条件に変更が生じた場合は、環境影響評価の再実施が必要となることに留意すること。

最後に各論になりますが、各論につきましては、大気、水質、生態系等の環境要素ごとにまとめており、10項目となります。詳細については資料に記載のとおりです。先ほどいただいていた水質、湧水の関係は4の(2)や(3)、廃棄物等のリサイクルについては9に述べさせていただいております。全体の読み上げについては割愛させていただきます。

事務局からの説明は以上となります。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

ただいま事務局から答申案について説明がありました。事前に事務局から案をお送りし、皆様にご確認いただいておりますが、さらに意見等がありましたら、ここでお願ひしたいと思ひます。

お願ひします。

【森川委員】 森川です。変更の資料5が出てきた段階で、大気質への影響が、NO₂に関してですけれども、濃度的には低いのですが、寄与率が75%ということで、ちょっと高めかなと。高めということは、それだけ影響が大きいということなので、騒音も少し関係するかもしれないですが、大気・騒音ということで、建設機械の稼働についてもなるべく集中しないようにということを言えればいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

【岡本会長】 大気ですので、ほかの先生方よりは私がコメントしたほうがいいのかと思ひます。

その辺、多少懸念がありますけれども、予測の諸条件の中で、進出企業についての情報が必ずしも十分ではないことを加味すると、答申案の中でその辺はきちんと根拠を示して記載しなさいと書いてありますので、その中で事業者に検討を促すということでいかがでしょうか。

【森川委員】 そういうふうに理解していただくなれば大丈夫だと思いますけれども、現

場はすごく静ひつな環境ですので、そこはなるべくそういうふうにしていただければと思っています。

【岡本会長】 ありがとうございます。事業者より再度検討する場合には、その辺、先生の意見なども考慮して、事務局が適切に対応していただきたいと思います。

それでは、答申文案については、いろいろ検討するとさらにという点があるかもしれませんが、おおむね事務局で精査していただいた内容、多くの先生方からご指摘をいただいた項目をカバーしているように思いますので、できれば事務局案で市長への答申としたいのですが、先生方、よろしいでしょうか。

【羽染委員】 一言だけよろしいでしょうか。

【岡本会長】 はい、どうぞ。マイクをお願いします。

【羽染委員】 通常アセスメントは、評価書の段階に進むときは、準備書の課題を少し直して評価書に、それから事後調査に進むという段階になると思うのですが、今回の場合、ここの 5 番で書いてもらったように、かなり誤りやいろいろな信頼性を損なうデータもありますので、評価書が上がってきた段階で、大変でしょうけれども、事務局のほうでその辺をよく審査していただいて、次に進んでいただければと思います。

以上です。

【岡本会長】 先生方、ありがとうございます。

それでは、事務局は、準備書から評価書への検討の中で、事業者より質問等があった場合は、先生方のご指摘いただいた点を踏まえて対応していただければと思います。

先生方、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、皆さんに了承いただきましたので、これからの議事進行は事務局にお返しをしたいと思います。先生方、どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

【辻本環境保全課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

事務局からは 1 点ご連絡がございます。

本日の議事録は事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただき、議事録として公表させていただきます。

事務局からの連絡は以上となります。

これをもって、令和 8 年度第 2 回千葉市環境影響評価審査会を終了いたします。長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

午後 4 時 15 分 閉会